

◇◇◇◇ **日本臨床検査技師連盟だより** ◇◇◇◇**医療制度改革に関する政府・与党改革案**

医療制度改革関連法案について平成 14 年 2 月 11 日に政府・与党の合意案として発表されたが、附則案についての実施時期等をめぐって政府、自民党、与党各党を巻き込んだ問題に発展したが、平成 14 年 2 月 28 日に政府、自民党、公明党、保守党が下記に示す改革案を了承したことから今国会で審議されることになった。

## 医療制度改革関連法案附則案（要旨）

- 1 医療保険各法に規定する被保険者及び被扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり 100 分の 70（患者負担 3 割）を維持するものとする。
- 2 政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、平成 14 年度中に、次に掲げる事項について検討を行い、基本方針をできるだけ速やかに策定するものとする。((2)についてはおおむね 2 年を目途に)、所要の措置を講ずるものとする。
  - (1) 保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方
  - (2) 新しい高齢者医療保険制度の創設
  - (3) 診療報酬の体系の見直し
- 3 政府はおおむね 2 年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。
  - (1) 政府が設置する病院の在り方を見直し
  - (2) 社会保険庁の業務運営の効率化及び事務の合理化
- 4 政府は、おおむね 3 年を目途に、次に掲げる事項について、具体的内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。
  - (1) 政府が保険者である社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化
  - (2) 医療保険各法、老人保健法及び介護保険法の規定による給付に伴う負担の家計における合算額が著しく高額になる場合の当該負担の軽減を図る仕組の創設
  - (3) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会による診療報酬の審査及び支払に関する事務処理の体制の見直し
- 5 政府は、おおむね 5 年を目途に、政府が管掌する健康保険事業及び当該事業の組織の在り方を見直し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
  - (1) 医療に係る事故に迅速かつ適切に対応するための専門家による苦情の処理体制の整備（紛争処理機関）
  - (2) 医療及び医療に要する費用に関する情報の収集、分析、評価及び提供に係る体制の整備
- 7 政府は、第 2 項から前項までに規定する事項の検討に早急に着手し結論を得、逐次実施するものとする。

## 平成13年度 日本臨床検査技師連盟報告

### 1、会計報告について

収入状況 期間：平成13年1月1日～12月31日

科目	金額
前期繰越金	7,638,539円
会費収入	5,376,000円(5,376口)
利息収入	3,397円
収入合計	13,017,936円

支出状況

科目	金額
経常経費	13,160円
政治活動費	2,792,636円
1 組織活動費	(2,567,246円)
2 調査研究費	(24,550円)
3 寄付交付金	(200,840円)
支出合計	2,805,796円
次期繰越金	10,212,140円

### 2、加入状況について

平成13年12月末現在での各都道府県の加入口数は次のとおりです。当連盟に賛同する方の加入をお待ちしております。

北海道	210	石川県	262	岡山県	356
青森県	56	福井県	6	広島県	257
岩手県	53	山梨県	17	山口県	152
宮城県	76	長野県	45	徳島県	65
秋田県	31	岐阜県	58	香川県	101
山形県	21	静岡県	5	愛媛県	104
福島県	167	愛知県	258	高知県	41
茨城県	162	三重県	21	福岡県	392
栃木県	156	滋賀県	136	佐賀県	101
群馬県	72	京都府	35	長崎県	212
埼玉県	308	大阪府	88	熊本県	292
千葉県	34	兵庫県	67	大分県	111
東京都	276	奈良県	134	宮崎県	13
神奈川県	56	和歌山県	101	鹿児島県	65
新潟県	54	鳥取県	53	沖縄県	10
富山県	30	島根県	55	その他	1